

# 富津市子育て世帯向け移住・定住パンフレット作成業務委託 仕様書

## 1 業務名

富津市子育て世帯向け移住・定住パンフレット作成業務委託

## 2 目的

本業務は、子育て世帯を対象に、富津市での暮らしや子育て環境の魅力を分かりやすく伝え、移住及び定住の双方の観点から活用できるパンフレットを作成することを目的とする。

移住検討の初期段階にある子育て世帯に対しては、富津市での暮らしのイメージを具体的に想起させ、移住の検討を後押しする入口資料とするとともに、市内に居住する子育て世帯に対しては、子育て施策への理解を深め、安心して住み続けたいと感じられるような内容とする。

## 3 対象

本業務の主な対象は、富津市への移住を検討している市外の子育て世帯及び若年層並びに市内に居住する子育て世帯とする。

## 4 基本方針

### (1) 位置づけ

本パンフレットは、移住及び定住を検討する子育て世帯に対し、富津市での暮らしや子育て施策の全体像を分かりやすく伝える導入資料として位置づけ、詳細な制度内容等については、市ホームページ、相談窓口その他の媒体へつなぐ構成とする。

### (2) 構成方針

- ア 子どもの成長過程・成長段階に沿った構成とすること
- イ 移住者向け及び定住者向け双方に対応する内容とすること
- ウ 制度の羅列とならないよう、生活イメージが伝わる構成とすること

### (3) 情報設計

- ア 紙面で全てを説明し切るのではなく、必要な情報に絞ること
- イ QRコード等を活用し、詳細情報はウェブ等へ誘導すること

### (4) 提案の考え方

本仕様書は標準的な内容を示すものであり、目的達成のために有効と考えられる提案については、積極的に行うこと。

## 5 業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとする。

### (1) 企画及び構成

- ア パンフレット全体のコンセプト設計

- イ ターゲット層の特性及びニーズを踏まえた構成設計
- ウ ページ構成案の作成
- (2) デザイン制作
  - ア 表紙及び本文のデザイン
  - イ 写真、イラスト、図表等の配置
  - ウ 視認性及び訴求力を考慮した誌面設計
- (3) 原稿作成及び編集
  - ア 市提供資料の整理
  - イ 分かりやすい表現への編集
  - ウ 必要に応じたリライト
- (4) 取材及び撮影
  - 必要に応じて、市内施設、人物等の取材及び写真撮影を行うこと。
- (5) 導線設計
  - 冊子から市ホームページ、SNS、LINE等への導線を設計すること。
- (6) 校正
  - 市との協議に基づき、3回程度の校正を行うこと。
- (7) 印刷及び納品
  - 完成データに基づき印刷を行い、指定場所へ納品すること。

## 6 必須要件

- (1) 年表ページ
  - 子どもの成長過程・成長段階に応じた支援施策を、利用者が一目で把握できるよう整理した年表形式又はこれに類する一覧ページを必ず設けること。
  - 当該ページは、原則としてA4見開き程度とする。
- (2) 生活イメージの提示
  - 移住後の生活が具体的に想起できる構成とすること。
- (3) 導線設計
  - 冊子からウェブ及びSNS等への導線が分かりやすく設計されていること。
- (4) QRコードの活用
  - 適切な箇所にQRコードを配置し、詳細情報へのアクセス性を高めること。
- (5) 表紙デザイン
  - 子育て世帯の暮らしの魅力が伝わり、手に取ってもらえるデザインとすること。

## 7 仕様

- (1) 判型
  - A4判（又は提案による）
- (2) ページ数
  - 12～16ページ程度
- (3) 色数

- フルカラー
- (4) 部数
  - 2, 0 0 0部
- (5) 用紙
  - 提案による

## 8 成果物

- (1) 印刷物 一式
- (2) 電子データ
  - ア PDFデータ
  - イ 編集可能データ（元データを含む。データ形式は別途協議による。）

## 9 履行期間

契約締結日から令和8年9月10日（木）まで

## 10 スケジュール（想定）

- 6月 構成案作成
  - 7月 デザイン及び原稿作成
  - 8月 校正及び印刷
  - 9月10日 納品
- ※詳細は受託者と協議の上決定する。

## 11 活用想定

本パンフレットは、移住相談会、各種イベント、窓口配架及びウェブ掲載等において活用することを想定する。

## 12 役割分担

- (1) 市
  - ア 掲載情報の提供
  - イ 原稿内容の確認
  - ウ 校正指示
- (2) 受託者
  - ア 企画及びデザイン
  - イ 編集及び制作
  - ウ 印刷及び納品

## 13 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は、原則として富津市に帰属するものとする。

#### **14 留意事項**

- (1) 業務の実施に当たっては、市と十分に協議すること。
- (2) 個人情報の取扱いに十分留意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定する。